



県章

山形県公報

令和2年2月12日(水)
第79号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の招集……………(財 政 課) ……89
- 山形県男女共同参画センターの休館日……………(若者活躍・男女共同参画課) ……同
- 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定の更新……………(産業政策課) ……90
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 山形県生涯学習センターの休館日……………(教 育 庁) ……91
- 山形県生涯学習センターの利用料金……………(同) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………94

公 告

- 一般競争入札の公告……………(新庄病院) ……同

告 示

山形県告示第71号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和2年2月19日山形市に招集する。

令和2年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第72号

山形県男女共同参画センター条例(平成13年3月県条例第12号)第8条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの休館日を次のとおり承認した。

令和2年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 休館日

- (1) 毎月の第1月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する文化の日である場合を除く。)、第3月曜日及び第5月曜日並びに第3日曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 適用期間

令和2年2月1日から同年3月31日まで

山形県告示第73号

計量法（平成4年法律第51号）第28条の2及び第121条第2項において準用する第28条の2の規定により、指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定を次のとおり更新した。

令和2年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の名称	所在地	更新年月日
一般社団法人山形県計量協会	山形市松栄二丁目2番1号	令和2年2月5日

山形県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年2月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和2年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡川西町大字時田字他屋917番3から 同 変り松877番6まで	旧	13.0メートル } 6.5	メートル 325
東置賜郡川西町大字時田字他屋917番3から 同 変り松877番4まで	新	16.0メートル } 6.5	同 上

山形県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年2月12日から同月26日まで縦覧に供する。

令和2年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字時田字新町1615番2から
同 町下1888番1まで
東置賜郡川西町大字時田字他屋917番3から
同 変り松877番4まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月12日

山形県告示第76号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、村山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域 村山市全域
- 2 公共測量を実施した期間 平成31年4月24日から令和2年1月23日まで
- 3 作業の種類 公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成）

山形県告示第77号

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第8条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの休館日を次のとおり承認した。

令和2年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 休館日

- (1) 毎月の第1月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日（以下「文化の日」という。）である場合を除く。）、第3月曜日及び第5月曜日並びに第3日曜日（山形県緑町庭園文化学習施設にあっては、月曜日（文化の日である場合を除く。）及び毎月の第3日曜日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 適用期間

令和2年2月1日から同年3月31日まで

山形県告示第78号

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第10条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和2年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

名 称		利 用 料 金 の 額			
		午前9時から午後0時30分までの間	午後1時から午後5時までの間	午後5時30分から午後9時までの間	左記の時間帯全て
センター （山形県 緑町庭園 文化学習 施設を除く。）	ホール	6,270円	8,960円	9,400円	24,630円
	第1研修室	2,670円 （1時間当たり 760円）	3,820円 （1時間当たり 950円）	4,010円 （1時間当たり 1,140円）	9,450円
	第2研修室	1,470円 （1時間当たり 420円）	2,110円 （1時間当たり 520円）	2,210円 （1時間当たり 630円）	5,210円
	第3研修室	1,420円 （1時間当たり 400円）	2,030円 （1時間当たり 500円）	2,130円 （1時間当たり 600円）	5,020円
	第4研修室	800円 （1時間当たり 220円）	1,150円 （1時間当たり 280円）	1,200円 （1時間当たり 340円）	2,830円
	第5研修室	520円 （1時間当たり 140円）	750円 （1時間当たり 180円）	780円 （1時間当たり 220円）	1,840円
	第6研修室	510円 （1時間当たり 140円）	740円 （1時間当たり 180円）	770円 （1時間当たり 220円）	1,810円
	和室研修室	1,190円 （1時間当たり 340円）	1,700円 （1時間当たり 420円）	1,780円 （1時間当たり 500円）	4,200円

センター （山形県 緑町庭園 文化学習 施設に限 る。）	多目的ホール	1,220円 （1時間当たり 340円）	1,750円 （1時間当たり 430円）	1,830円 （1時間当たり 520円）	4,320円
---	--------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	--------

備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のためホールを使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用時間がこの表に掲げる時間帯に満たない場合は、1時間当たりの利用料金が定められている施設に限り、当該1時間当たりの利用料金に利用時間を乗じた額とする。

(2) 附属設備

区分	設備名	単位	利用料金の額
舞台設備	ピアノ	1台	3,410円
	演壇	一式	410円
	司会者用演壇	1台	200円
	びょうぶ	1双	1,040円
	所作台	1台	200円
	平台	1台	100円
	毛せん	1枚	100円
	上敷ござ	1枚	100円
	地がすり	1張	310円
	指揮台	1台	100円
	譜面台	1台	100円
舞台照明設備	第1ボーダーライト	1列	510円
	第2ボーダーライト	1列	510円
	シーリングライト	1列	1,040円
	アッパーホリゾンライト	1列	740円
	ローアホリゾンライト	1列	740円
	第1サスペンションライト	1列	1,040円
	第2サスペンションライト	1列	1,040円
	スポットライト	1台	510円
	フットライト	1列	310円
	ステージライト	1台	150円
	ミラーボール	1台	340円
視聴覚設備	コンパクトディスクプレーヤー	一式	510円
	レコードプレーヤー	一式	510円
	テープデッキ	一式	510円
	ミニディスクプレーヤー	一式	510円
	ビデオプロジェクター	一式	2,110円
	データプロジェクター	一式	770円
	カラーテレビカメラ	1台	1,580円

	16ミリ映写機（1600ワット）	1台	2,110円
	マイクセット（ホール用）	一式	1,040円
	マイク（ホール用）	1本	310円
	スライド映写機（550ワット）	1台	1,040円
	スライド映写機（250ワット）	1台	840円
	モニターテレビ（ビデオ付き）	一式	510円
	ビデオデッキ	1台	310円
	ディー・ブイ・ディープレーヤー	1台	310円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	310円
	オーバーヘッドプロジェクター（575ワット）	1台	1,040円
	オーバーヘッドプロジェクター（300ワット）	1台	510円
	ワイヤレスマイクセット	一式	310円
同時通訳設備	同時通訳設備（ホール用）	一式	14,700円
	受信機	1台	100円
展示設備	展示パネル	1枚	20円
	展示ケース	一式	200円

備考 この表に定める額は、午前9時から午後0時30分までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時30分から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

(3) 電気消費に係る加算額

持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）を次に掲げる金額に乗じて得た額

区 分	金 額
1時間当たり	50円

(4) 冷暖房使用に係る加算額

区 分	1時間当たりの金額
ホール	660円
第1研修室	260円

(5) 駐車場

区 分	利用料金の額
所定の手続きを行った者	センター等又は県が主催する講座及び研修（生涯学習に関するものに限る。）の参加者
	上記以外の者
上記以外の者	

講座及び研修に要した時間（当該時間が4時間を超える場合は、4時間とする。）を超える時間30分までごとに100円

センター等の利用に要した時間（当該時間が2時間を超える場合は、2時間とする。）を超える時間30分までごとに100円

250円に1時間を超える時間30分までごとに100円を加算した額

備考 この表において「センター等」とは、山形県生涯学習センター、山形県立図書館及び山形県男女共同参画センターをいう。

2 適用期間

令和2年2月1日から同年3月31日まで

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第8号**

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年2月12日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

2 老人ホームの項の表中

しらいわ	〃	大字白岩6324番地	を
しらいわ	〃	大字白岩6324番地	
地域密着型特別養護老人ホームさがえ	〃	大字白岩6330番地の1	に改める。
短期入所サービスさがえ	〃	〃	

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院院内清掃等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年2月12日

山形県立新庄病院長 八戸 茂 美

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階会議室
 (2) 日時 令和2年3月23日（月） 午前11時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立新庄病院院内清掃等業務 一式
 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 (3) 契約期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで
 (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
 (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に

- 関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15各号に定める基準に適合していること。
- (7) 一般病床数250床以上の病院において、過去5年以内に2の(1)の役務と同種の役務（清掃及び食器洗浄）を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が令和2年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。
- (8) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関して、医療関連サービス制度（一般財団法人医療関連サービス振興会）の院内清掃業務認定を取得していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 電話番号 0233(22)5525
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載した提出書類を令和2年3月11日（水）午後3時までに山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係に提出すること。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning business of Prefectural Shinjo Hospital: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:30 A.M. March 23, 2020
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233(22)5525

令和2年2月12日印刷 発行所 山形県庁
令和2年2月12日発行 発行人 山形県